

平成13年3月22日農林水産省告示第445号(農産物検査法施行規則の規定に基づき農林水産大臣の定める様式及び農林水産大臣が定める期日を定める件)に定める様式及び期日について

別表

農産物検査の区分	農産物の種類	事項	期間	様式	地域登録検査機関の報告期日	都道府県知事の報告期日
品位等検査	米穀(輸入に係るものを除く。)	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	当年産(生産された年の翌年の10月31日までに検査を行うべきことを求められたものをいう。以下同じ。)の検査を開始した日から8月31日までの間	様式第1号及び様式第2号	9月10日	9月20日
			当年産の9月から12月までの毎月の1日から末日までの間		翌月10日	翌月の20日
			当年産の翌年1月1日から翌年3月31日までの間		翌年4月10日	翌年4月20日
			当年産の翌年4月1日から翌年6月30日までの間		翌年7月10日	翌年7月20日
			当年産の翌年7月1日から翌年10月31日までの間		翌年11月10日	翌年11月20日
	麦(輸入に係るものを除く。)	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	4月1日から8月31日までの間	様式第1号及び様式第3号	9月10日	9月20日
			9月1日から10月31日までの間		11月10日	11月20日
			11月1日から翌年1月31日までの間		翌年2月20日	翌年2月20日
			翌年2月1日から翌年3月31日までの間		翌年4月20日	翌年4月20日
	大豆(輸入に係るものを除く。)	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	4月1日から12月末日までの間	様式第1号及び様式第4号	翌年1月10日	翌年1月20日
			翌年1月から翌年3月までの毎月1日から末日までの間		翌月の10日	翌月の20日
	小豆、いんげん、かんしょ生切干、そば及びでん粉(輸入に係るものを除く。)	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	4月1日から12月31日までの間	様式第5号	翌年1月10日	翌年1月20日
			翌年1月1日から翌年2月28日までの間		翌年3月10日	翌年3月20日
			翌年3月1日から翌年3月31日までの間		翌年4月10日	翌年4月20日
	輸入に係る農産物	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	4月1日から翌年の3月31日までの間	様式第6号	翌年7月10日	翌年7月20日
成分検査	米穀及び小麦	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄並びに成分についての検査結果	4月1日から翌年3月31日までの間	様式第7号	翌年4月10日	翌年4月20日